主 文

本件各再上告を棄却する。

理 由

被告人A及び同Bの各再上告趣意について。右はいずれも刑訴応急措置法一七条 所定の再上告の適法な理由とならない。よつて、刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条 に従い、全裁判官一致の意見により主文のとおり判決する。

## 検察官 岡琢郎関与

昭和二六年一〇月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎